



ご結婚披露宴ご利用に際して

ご結婚披露宴規約

ホテルグランヴィア京都では、ご結婚披露宴(以下、披露宴と称します)のご契約及びご披露宴会場(以下、宴会場と称します)のご利用に関して、下記の通り規約を設けてお申込をお受けいたしております。

つきましては、宴会場のご利用、設営、お支払いなどについて、誠に勝手ながら下記の事項をあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1 宴会時間と追加室料

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。又、宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この披露宴時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。

但し、次の宴会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、ご了承ください。

2 お申込金

披露宴のご予約をいただいた場合、お申込時に、お申込金として金10万円を申し受けます。

3 お支払い

ホテルからご提示いたしましたお見積概算金額からお申込金を差し引いた金額を前受金として、披露宴開催日の5日前までに、現金、又は当社指定の銀行にお振込みくださいますようお願い申し上げます。

尚、申込金・前受金等、すべて新郎・新婦を含む両家一括にてお支払いくださいますようお願い申し上げます。

最終の請求書につきましては、婚礼開催日以降、指定の所に送付させていただきます。最終の請求書が届いた後、1週間以内に銀行振込、又は現金にてお支払いくださいますようお願い申し上げます。また、前受金に余りが出た時は、披露宴日から20日以内に精算の上、お振込名義人宛にご返金申し上げます。

4 有料人数の確認

お料理やお飲物などをご用意させていただく人数(以下、有料人数と称します)の最終ご注文数は、披露宴開催日前日の正午までに当社の担当係員にご連絡ください。

上記期限を過ぎてご出席が有料人数より減少した場合でも、最後ご注文数の料金をご請求させていただきます。

5 取消料と期日変更料

すでにご予約いただいた披露宴をお取消になる場合、及び期日を変更される場合は下記の取消料及び変更料を頂戴いたします。但し、期日に関わりなく申込日から1週間以内のお取消の際は全額をお返しいたします。

A). 申込日から1週間経過後

…申込金全額

B). 披露宴当日より180日～121日前まで

…申込金全額+手配済のものの実費。

C). 披露宴当日より120日～3日前まで

…下記の取消料+手配済のものの実費。

尚、申込金は下記の取消料に充当いたします。

宴会場	45坪以下	85坪以下	86坪以上
120日～60日前	150,000円	280,000円	450,000円
59日～15日前	300,000円	600,000円	1,000,000円
14日～3日前	450,000円	1,200,000円	2,000,000円

D). 披露宴当日より2日前から当日まで

…見積総額の100%。尚、申込金は見積総額に充当いたします。

〈実費について〉

実費には、招待状印刷代、衣裳のキャンセル料等が含まれます。

〈期日変更料について〉

期日変更料については、上記 A)～D)の内容に準じます。

但し変更期間が1年未満の場合は、申込金をそのまま適用させていただきます。

6 装飾・余興などの手配

披露宴に関する装飾、装花、音響、照明、余興、引出物などにつきましては、ホテル指定の業者をご利用ください。お客様のご都合でホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前にホテル側の了解を得たうえでご手配くださいますようお願いいたします。尚、太鼓やバンド演奏等周辺会場に影響を及ぼす余興等はお断りしております。また、ホテル了解のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う披露宴に関連する装飾・余興等の機器および材料の搬入・搬出、または看板等のサイズ、その取付け方法等の決定、あるいは設置場所につきましては、ホテルの美観・導線の事などを踏まえて一定のルールのもとに実施して頂くようにホテルがその業者の方々にご指示申し上げます。

7 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテル施設・什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。万一ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、すみやかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

8 禁止事項

(1) 次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①食品、食材の持込みとその飲食。
- ②盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み。
- ③発火又は引火性の物品など危険物の持込み。
- ④悪臭の発するものの持込み。

(2) お客様または披露宴にご出席のお客様が、次の事由に該当する場合には、披露宴のご利用のお申込はお受けできません。すでに披露宴の仮押さえ、申込みを行っていても、これらの事由に該当することが判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。

- ①暴力団、暴力団員または暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合。
- ②暴力団等が実質的に経営権を有する法人、その他の団体である場合。
- ③法人その他の団体で、その代表者、責任者等が暴力団等である場合。

9 解約

お客様及び披露宴にご出席のお客様が上記1～8の規約に違反する場合、あるいはそのおそれのある場合、又は当ホテルが別に定める宿泊約款並びに利用規則に規定するもののうち、「指定暴力団、指定暴力団員、指定暴力団関係団体又はその関係者であるとき」など、契約締結の拒否及び禁止事項に関する規定のいずれかに該当する場合は、披露宴を解約させていただくことがございますので、ご了承ください。

特に、3のお支払い規約による前受金(申込金を差し引いた見積概算額)が5日前までにご入金頂けない場合は、当社は、前項のおそれのある場合として、披露宴のご予約を解約の上、お取消の場合に準ずる額のご負担をご請求させていただくこともありますので、ご了承ください。

また、天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場を使用できない場合、披露宴を解約させていただくことがあります。なお、この解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。

10 お支払いのご負担者

披露宴の取消料や披露宴代金のお支払いをいただけない等の場合のお支払いは、ご両家の連帯負担として取り扱わせていただきますのでご了承ください。